

はじめに

この手引は、これから特定非営利活動法人（NPO法人）を設立しようと準備している方及び既にNPO法人を運営している方を対象に、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づく諸手続の方法、書類の作成の仕方について説明したものです。

Iには特定非営利活動促進法の概要、書類の提出先等について、IIには法人設立の際の留意点、書類の作成例を、III～VIには法人設立後に必要となる諸手続について掲載しています。

この手引に掲載した**様式、作成例は県ホームページ【ふじのくにNPO】からダウンロードできます（<https://www.npo-fujinokuni.jp/>）**ので、作成に際してはこちらを御利用ください。

また、この手引は静岡県が所轄庁となる法人を対象としています。すべての事務所を指定都市である静岡市・浜松市のいずれか一市内に置く法人につきましては、静岡市、浜松市が所轄庁となります。また、県の事務権限の移譲により、沼津市、富士市、磐田市、掛川市及び藤枝市（以下「権限移譲市」という。）のいずれか一市内にすべての事務所を置く法人につきましては、それぞれの市が所管となります。諸手続の方法や提出書類は、所轄庁及び所管となるそれぞれの市の手引を御利用ください。※

なお、県では、NPO法人設立やNPO法に基づく各種手続等に関する相談を、ふじのくにNPO活動支援センター（I-10参照）で受け付けていますので、是非御利用ください。

※ 指定都市、又は権限移譲市内のみに事務所を置く法人の所管窓口一覧
（連絡先等詳しくはI-9をご覧ください。）

静岡市	市民局市民自治推進課
浜松市	市民部市民協働・地域政策課
沼津市	企画部地域自治課
富士市	市民部市民活躍・男女共同参画課
磐田市	自治市民部地域づくり応援課
掛川市	協働環境部生涯学習協働推進課
藤枝市	市民協働部市民活動団体支援室

【令和5年3月改訂版の主な改訂点】

- 1 内閣府NPO法人ポータルサイトにより申請等ができるようになったため申請書・届出書の提出方法を追加しました。
- 2 その他、所要の変更をしました。